



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 製 鋼 所  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 育 男  
コ ー ド 番 号 5 6 3 1 東 証 ・ 名 証 第 1 部  
問 合 せ 先 総 務 部 長 菊 地 宏 樹  
電 話 : 0 3 - 5 7 4 5 - 2 0 0 1

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 16 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 90 回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

##### (2) 単元株式数の変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 単元株式数の変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 90 回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	371,463,036 株
併合により減少する株式数	297,170,429 株
併合後の発行済株式総数	74,292,607 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	26,324 名 (100.00%)	371,463,036 株 (100.00%)
5 株未満	367 名 ( 1.39%)	595 株 ( 0.00%)
5 株以上	25,957 名 ( 98.61%)	371,462,441 株 (100.00%)

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

200,000,000 株

(6) 株式併合の条件

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 90 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款の一部変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に記載のとおり、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、株式併合を行い、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を10億株から2億株に変更するものであります。

#### (2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10</u> 億株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2</u> 億株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>第6条及び第8条の変更は、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。</u>

#### (3) 定款の一部変更の条件

平成28年6月24日開催予定の第90回定時株主総会において、本定款の一部変更に関する議案及び上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ①取締役会決議日        | 平成28年5月16日     |
| ②定時株主総会決議日      | 平成28年6月24日(予定) |
| ③単元株式数の変更の効力発生日 | 平成28年10月1日(予定) |
| ④株式併合の効力発生日     | 平成28年10月1日(予定) |
| ⑤定款の一部変更の効力発生日  | 平成28年10月1日(予定) |

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年9月28日となります。

以 上

(ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、5株を1株に併合いたします。

### Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。

当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について5株を1株にする併合を行うことといたしました。

### Q 4. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,200株	1個	240株	2個	なし
例③	1,002株	1個	200株	2個	0.4株
例④	750株	なし	150株	1個	なし
例⑤	334株	なし	66株	なし	0.8株
例⑥	3株	なし	なし	なし	0.6株

・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

・例③、例⑤、例⑥で発生する端数株式につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

・効力発生前のご所有株式数が5株未満（例⑥）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りは可能ですか。

A 5. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有される株主様（上記Q 4の例②、例④、例⑤）は、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引先の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～17：00（土日休日を除く）

以 上